

2015年8月7日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
内閣官房長官 菅 義偉 殿

日本国家公務員労働組合連合会
中央執行委員長 宮 垣 忠



2015年人事院勧告の取扱い等に関する要求書

人事院は6日、国会と内閣に対し、官民の給与較差にもとづき国家公務員の本俸を1,469円、0.36%、一時金を0.1月引き上げるとともに、すべての職員を対象とした「フレックスタイム制」の拡大などを勧告しました。

官民の較差に基づく賃金改定勧告は、政府のアベノミクス政策や消費税増税による物価上昇分にはとうてい及ばず、非常に不満のある内容です。国家公務員の生活は、物価上昇に加え、昨年まで引き続いた賃金削減や、平均7.8%、2年間にも及んだ特例賃下げ措置により極めて厳しい状況が続いています。さらに、4月からは、職務給原則をないがしろにした「給与制度の総合的見直し」により、平均2%、高齢層では最大4%もの賃金削減が強行されるとともに、地域手当の拡大による賃金の地域間格差が拡大しています。

国家公務員が働きがいをもって働くためには、「給与制度の総合的見直し」措置の中止による地域間賃金格差の是正とともに、物価上昇を上回る大幅な賃金引き上げによる生活改善が必要です。政府が重要課題に掲げる「景気回復」を確実なものとするためにも、国家公務員の賃金引き上げを皮切りに、政府が率先してすべての労働者の賃金引き上げにむけた政策を展開することが求められます。

また、勧告では、すべての国家公務員を対象とした「フレックスタイム制」の拡大が盛り込まれました。引き続く定員削減により限界を超えた業務実施体制のもとで、業務量の削減方策すら示されない中での勤務時間の「弾力化」は、職場にあらたな労働強化と混乱を引き起こすだけの措置といわざるを得ません。いま、職場に必要な措置は、勤務時間の「弾力化」などではなく、必要な要員の確保による業務実施体制の拡充強化であり、このことこそが、職員の働く意欲を向上させるとともに、女性の活躍やワークライフバランスを推進し、安定した公務・公共サービスの提供に資するものと考えています。

以上から、下記の要求事項について、誠意ある回答と対応を強く求めます。

記

1. 2015年人事院勧告・報告の取り扱いにあたっては、国公労連との交渉に基づく合意のもとで決定すること。
 - (1) 官民較差に基づく給与・処遇の改善をはかること。
 - (2) すべての職員を対象とした「フレックスタイム制」の拡大は行わないこと。また、労働組合の合意がないまま勤務時間の変更を行わないこと。
2. 雇用と年金の確実な接続をはかるため、定年延長を早期に実現すること。当面、フルタイム再任用の定員は別枠とするとともに、希望者全員の再任用を保障すること。

3. 非常勤職員の賃金・労働条件の改善をはかり、均等待遇と雇用の安定をはかること。
4. 独立行政法人等の賃金決定に対する不当な介入・干渉を行わないこと。
5. 労働基本権の全面回復など憲法とILO勧告に沿った民主的公務員制度を確立すること。

以 上